

総務常任委員会所管事務調査報告書

1. 調査年月日

令和7年7月2日（水） 13時30分から16時20分

2. 所管事務調査項目

- （1）入札・契約について【総務部 契約検査課】
- （2）防災体制について【総務部 地域安全課】

3. 調査選定理由

本委員会では、総務部所管のうち「入札・契約制度」および「防災体制」について、所管事務調査を実施した。

（1）入札・契約制度については、本市において官製談合事件が発覚し、市政に対する市民の信頼を大きく損なう事態が発生した。公共契約における透明性・公平性の確保は、行政運営の根幹をなすものであり、その適正な運用は喫緊の課題である。今回の調査では、契約検査課の業務内容を改めて確認するとともに、再発防止策の徹底や入札制度の運用実態、公正性を確保するための体制整備の状況等について把握することを目的とした。

（2）防災体制については、全国的に災害の激甚化・頻発化が続く中、本市においても、地震・風水害等への備えや初動対応体制の充実が求められている。平時からの訓練体制、防災情報の周知体制、自主防災組織との連携体制などを確認し、地域安全課の所管業務の現状と今後の課題について理解を深めるため、調査を実施した。

4. 調査内容

（1）入札・契約について

①入札・契約の概要について

本委員会では、本市の公共契約における公正性・透明性の確保、業者選定の妥当性、工事品質の担保、そして官製談合の再発防止に向けた取組状況を把握するため、契約検査課を対象とした所管事務調査を実施した。

1. 入札制度の運用状況

本市では、事業の特性や規模に応じて、指名競争入札、条件付き一般競争入札、プロポーザル方式、総合評価落札方式を使い分けている。近年では入札の透明性を高めるため、一般競争入札を拡充し、電子入札の導入も進められている。プロポーザル方式は新規性や専門性の高い案件に適用され、提案内容と実施体制を総合的に評価している。

- ・指名競争入札・一般競争入札・プロポーザル方式の使い分け状況

【指名競争入札】

指名競争入札は藤岡市契約規則第21条で規定している随意契約が可能な200万円以下の工事及び100万円以下の測量・建設コンサルタント業務を除いた工事・測量建設コンサルタント業務などで実施。指名競争入札の特徴は、過去の実績などから誠実な業者の選定が可能となることから質の高い工事が確保できること、地域性などを考慮した中小企業の受注機会の確保が可能したこと、入札に係る事務量の軽減などが挙げられる。

【一般競争入札】

一般競争入札は指名競争入札の案件のうち、土木・建築・舗装・解体の工種で予定価格1,500万円以上の案件を対象としている。藤岡市では条件をつけて実施する条件付き一般競争入札を実施しており、その特徴は業者選定過程の透明化・公正化、発注者の恣意性の排除、入札談合の防止などがある。

【プロポーザル方式】

プロポーザル方式は新たな事業を実施する際など、過去に実施例がないため知見がなく、入札制度に落とし込むことが困難な案件が挙げられる。プロポーザル方式の選定は企画内容と企画者を総合的に評価する。企画内容そのものに加え、事業者の方針や実施体制、過去の実績、さらには地域への貢献度なども鑑みて、業務の遂行にふさわしい事業者を選定。価格や企画内容といった単一の項目ではなく、複数の項目で事業者を評価する。

【総合評価落札方式】

総合評価落札方式は年に1回程度実施しており、一般競争入札の中から総合評価に適している案件を抽出して実施している。総合評価落札方式の特徴は、価格にとらわれず技術力の高い業者を選定することが可能だが、入札事務の煩雑化といった面もある。

【プロポーザル方式との違い】

総合評価落札方式とプロポーザル方式は、どちらも価格だけでなく内容や質を重視して契約相手を選定する方式だが、総合評価落札方式は、価格に加え技術力や実績、品質などを総合的に評価し、コストパフォーマンスを重視した業務に適している。一方、プロポーザル方式は、事業者が提案書を提出し、価格よりも提案の質や独自性などを重視して選定され、高度な専門性が求められるITシステム構築などで活用される。

2. 入札参加資格の管理

群馬県CALS/EC市町村推進協議会が実施する電子入札システムを通じて、業者の申請情報を適正に管理し、藤岡市独自の加点評価を加えて業者の等級を決定している。主観評価基準に基づいた透明な等級づけがなされている。

3. 最低制限価格の設定と見直し、改善状況

最低制限価格は国土交通省及び総務省の通達に基づき、国が示している基準に基づき藤岡市最低制限価格運用要領により設定しています。

＜算出方法＞

直接工事費の額に97%・共通仮設費に90%・現場管理費に90%・一般管理費に68%を乗じて得た額の合計額（例外規定あり）これによって算出された額はおおむね土木工事では90%前後、建築工事では92%前後となる。

最低制限価格は国の基準に基づいて設定されており、近年は基準見直しにより価格の上昇が図られた。現在、藤岡市官製談合再発防止検討委員会において、今回の官製談合の原因となった最低制限価格の事前公表について議論しており、官製談合や受注者同士の談合について発覚した際の罰則として指名停止期間の延長による抑止力の強化についても検討を進めている。

4. 談合防止に向けた取組

官製談合の防止には業者との接点を減らすことが重要と考えている。現在は名刺入れを各執務室の入口に置き、業者が執務スペースに入れないようにしている。また、電子入札の利用によりインターネット経由で通知や入札を行うことで業者間の不要な接触を減らしている。現在、建設工事、測量建設コンサルタント業務の契約検査課案件については全て電子入札により実施している。談合情報に係る外部通報窓口はある。

5. 契約の透明性と随意契約の管理

契約結果は電子入札システムを通じて公開されており、情報公開が進められている。随意契約は法律の定めに基づき、少額案件や緊急対応、設備更新等に限定されており、内容や指名理由については契約検査課長・総務部長による合議体制が設けられている。

6. 検査体制と品質確保

検査業務は2名体制で、実地検査と書類検査を組み合わせて実施されている。指摘事項は毎年一定数見られるが、重大な契約不履行は発生しておらず、軽微な修正が多い。検査は段階的な書類提出と重点事項の確認を通じて、品質確保に努めている。

7. 業者選定と公平性

地元業者への配慮と災害時の迅速な対応確保のため、特命随意契約をやむを得ず適用する場合があり、その際は主管課が選定を行っている。低価格入札の抑制策も講じられており、最低制限価格の見直し等により、適正な施工の担保が図られている。

②所見

今回の所管調査を通じて、本市の入札・契約制度においては、公正性・透明性の確保、工事品質の担保、地域業者への配慮など、一定の制度的整備と運用上の工夫がなされていることが確認された。特に、電子入札の導入や契約結果の情報公開、プロポーザル方式や総合評価落札方式の活用といった取組は、現代的な行政ニーズに対応したものであり、評価できる内容である。

一方で、今年度発生した官製談合事案は、市民の行政に対する信頼を大きく損なう深刻な問題であり、その再発防止に向けた徹底した取組が不可欠である。現在、藤岡市官製談合再発防止検討委員会において最低制限価格の事前公表に関する見直しや、指名停止措置の厳格化などが検討されているが、これらの議論を形式的な対応にとどめず、実効性ある仕組みとして具体化していくことが求められる。また、談合情報に関する外部通報窓口について、窓口はあるとのことだが窓口の周知や利用マニュアル等の整備など、改善すべき課題があると考える。

さらに、契約検査課における検査体制については、実質2名で全市の建設工事や業務委託等の検査を担っており、非常に限られた人員の中で膨大かつ専門性の高い業務を行っている実態が明らかとなった。年度末などの検査集中時期には日程調整も困難を極めており、検査の質の維持、ひいては工事品質の確保という観点からも、少なくとも1名の人員増強が早急に検討されるべきである。検査の実効性は、市民の安全と公共財産の適切な維持管理に直結する極めて重要な業務であり、適切な体制整備が不可欠である。

本市の契約制度は、制度設計や技術的な面では一定の水準を有しているものの、その運用が現場において的確に機能し、市民の信頼に応え得るものであるためには、不断的の改善が必要である。制度を形だけ整えるのではなく、実務に即した運用がなされ、現場の課題に応じて柔軟に対応できる体制が求められている。

本委員会としては、今後も入札・契約に関する制度運用の実態について注視するとともに、公正で信頼される行政運営の実現に向けて、市に対して継続的な改善と強化を強く求めていくものである。



（2）防災体制について

①概要について

1. 地域防災計画の整備状況

藤岡市地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、防災会議により策定されたもので、災害予防から応急対応、復旧・復興までを包括的に定めている。令和4年及び令和5年には、法改正や施策の進展を踏まえた計画修正が行われ、避難情報の一本化、感染症対策、防災公園整備、デジタル化の推進などが盛り込まれている。

2. 災害時の情報収集と伝達体制

災害発生時には、気象警報や震度4以上の地震等を基準に職員が参集し対応する。情報伝達には、公式ホームページやふじおかほっとメール、市LINE公式アカウント、緊急速報メール、防災ふじおかvoice（ボイス）、X（旧Twitter）などを活用し、避難所の混雑状況は「VACAN（バカン）」で可視化されている。

3. 広域連携と支援体制

市は172団体と67の災害時応援協定を締結しており、物資や人的支援について連携している。近年の具体的な事例としては、降雹被害へのブルーシート供給（令和4年）や能登半島地震で被災した石川県羽咋市への飲料水支援（令和6年）などがある。

4. 避難所体制と運営

避難所は市内で26施設が指定されており、災害の種類や状況に応じて段階的に開設される。運営は職員に加え、区長や自主防災組織と連携して行われ、開設訓練も令和2年以降継続的に実施されている。デジタル受付やプライバシー確保のためのパーテイション整備等も進められている。



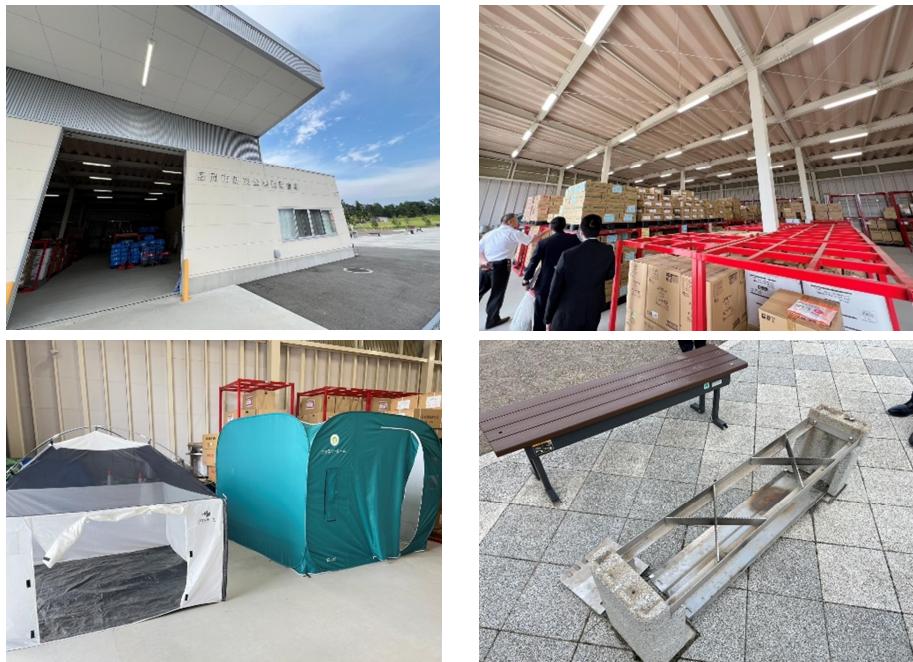
5. 要配慮者・衛生管理への対応

高齢者や乳幼児、持病のある方への配慮として、専用スペースを設けるとともに、感染症対策として消毒液の備蓄や発熱者の分離誘導が行われている。

6. 備蓄体制

防災公園の備蓄倉庫には、約7割の目標備蓄量が確保されており、食料や水、毛布、簡易ベッド、衛生用品などが配備されている。各地域の避難所にも分散備蓄が進められており、保存期限が迫った物資は地域配布やフードバンクへの提供が行われている。

【藤岡市防災公園備蓄倉庫】



※ベンチはかまどベンチとなっており、災害時には煮炊きなどができる仕様となっている。

②所見

本調査を通じて、本市の防災体制は、災害対策基本法の改正や国・県の防災計画との整合性を踏まえ、適宜見直しが図られており、感染症対策やデジタル技術の導入など、時代の要請にも的確に対応していることが確認された。また、避難所の整備状況、要配慮者への対応、備蓄品の分散配置、災害時の情報伝達手段の多様化など、実務面でもきめ細かな体制が整備されつつある点は評価できる。

一方で、今後も災害の激甚化・複合化が想定される中、より一層の地域連携の強化、実践的な開設訓練の継続、自主防災組織の育成・支援、そして高齢者や障がい者等の要配慮者への対応体制のさらなる充実が求められる。また、災害対応に関する職員の継続的な研修やマニュアルの更新、若手職員の実務習熟も重要である。

備蓄品についても、物資の管理状況や更新体制は適切に運用されているものの、大



規模災害発生時には備蓄だけでは対応が困難となる可能性があることから、応援協定の実効性をより高めるための訓練や確認作業も必要と考える。

以上のことから、本市の防災体制を今後さらに強靭なものとするためには、ハード・ソフト両面からの不断の見直しと、平時からの市民啓発、地域全体での災害対応力の底上げが重要である。

以上のとおり、報告いたします。

令和 7 年 8 月 5 日

総務常任委員会

委員長 阿野剛士

副委員長 青木貴俊

委員 中澤秀平

委員 大久保協城

委員 湯井廣志

委員 吉田達哉